

糸島市補助金設計書

所管課 コミュニティ推進課

補助金名称	国際交流団体等補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市国際交流団体等補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標2_人と人がつながり助け合うまちづくり

政策3_男女共同参画・人権・多文化共生

施策③_多文化共生社会の推進

1 補助の目的

市内の国際交流関係団体及びホームステイ事業実施団体等が行う、市内における各種国際交流事業や海外都市の友好団体との交流事業に対して補助を実施することで、当該事業に参加した市民の国際感覚の向上を図る。
国際感覚の向上により、国際交流が活発になり、市の国際化が進むことや多文化共生社会実現への理解が深まることを期待する。

2 成果指標

指標①	補助事業に参加した市民の数(単年度)		
目標値①	R1:479→R5:800	(単位)	人
指標②	国際交流協会会員数		
目標値②	R2末:428→R5末:520	(単位)	人
指標③			
目標値③		(単位)	

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

市内における各種国際交流事業や海外都市の友好団体との交流事業等国際交流に資する事業(各種相談、案内、情報発信等を含む。)

【補助対象者】

市内の国際交流関係団体及びホームステイ事業実施団体等で、市長が別に定めるもの(R4.8現在:糸島市国際交流協会のみ)

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

・補助対象事業に要する経費(市民会員交流、国際理解、広報宣伝、海外交流、組織維持拡大、国際協力等事業)
・会議費、旅費、需用費、役務費、渉外費、報酬等、使用料等、備品購入費については、全体の95%を上記事業実施に係る経費とする。

【補助対象外経費】

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】	60 %	又は	分の
【補助限度額】	1,520,000	円	
【積算根拠ほか】			

糸島市多文化共生推進計画の中で、長年の活動実績から地域性を熟知する糸島市国際交流協会との連携及び同協会の支援を掲げている。同協会は一般市民を対象とした市内唯一の民間主体の国際交流団体であり、地域の国際化や多文化共生の推進の一翼を担う団体の活動の活発化が重要であるため、補助率の例外を適用し支援しなければならない。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで